

令和 6 年度南相馬市行政経営方針

令和 5 年 1 0 月 2 3 日

1 はじめに

令和 6 年度は、南相馬市第三次総合計画（以下「第三次総合計画」という。）の計画期間の 2 年目となり、引き続き、基本構想に掲げるまちづくりの基本目標である「100 年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」の実現に向け、第三次総合計画前期基本計画（以下「前期基本計画」という。）に着実に取り組みます。

また、本市では、東日本大震災（以下「震災」という。）と東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）に加え、相次ぐ大規模な自然災害、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染拡大など、目の前の課題解決のための施策を最優先に実施せざるを得ない状況から、可能な限り行政経営（※1）の取組を推進してきました。

なお、震災と原発事故から 13 年目を迎え、現在、より長期的な視点での「持続可能なまちづくり」が求められていることから、令和 5 年度に試行的に実施した「南相馬市行政経営マネジメントシステム」（以下「行経システム（サマーレビュー）」という。）の結果等を踏まえ、令和 6 年度から行政経営に関する仕組みを改善・構築するなど、更なる行政経営の充実化を図ります。

（※1）行政経営：行政経営とは、第三次総合計画に掲げるまちづくりの基本目標の実現に向け、本市が有する人材（ヒト）・物資（モノ）・財源（カネ）を最大限活用しながら、行政課題に的確に対応し、成果を上げていくものとします。

また、常に事業等の目的と成果を意識しながら、不断の業務見直しを行うなど、市民サービスの更なる向上を目指し、最小の経費で最大の効果を挙げていくものとします。

2 行政経営方針の位置づけ

本方針は、前期基本計画の具現化と新たな課題に対応するため、本市が有する経営資源（人材（ヒト）・物資（モノ）・財源（カネ））を集中させ、重点的に取り組むべき施策の方向性を明らかにするものです。

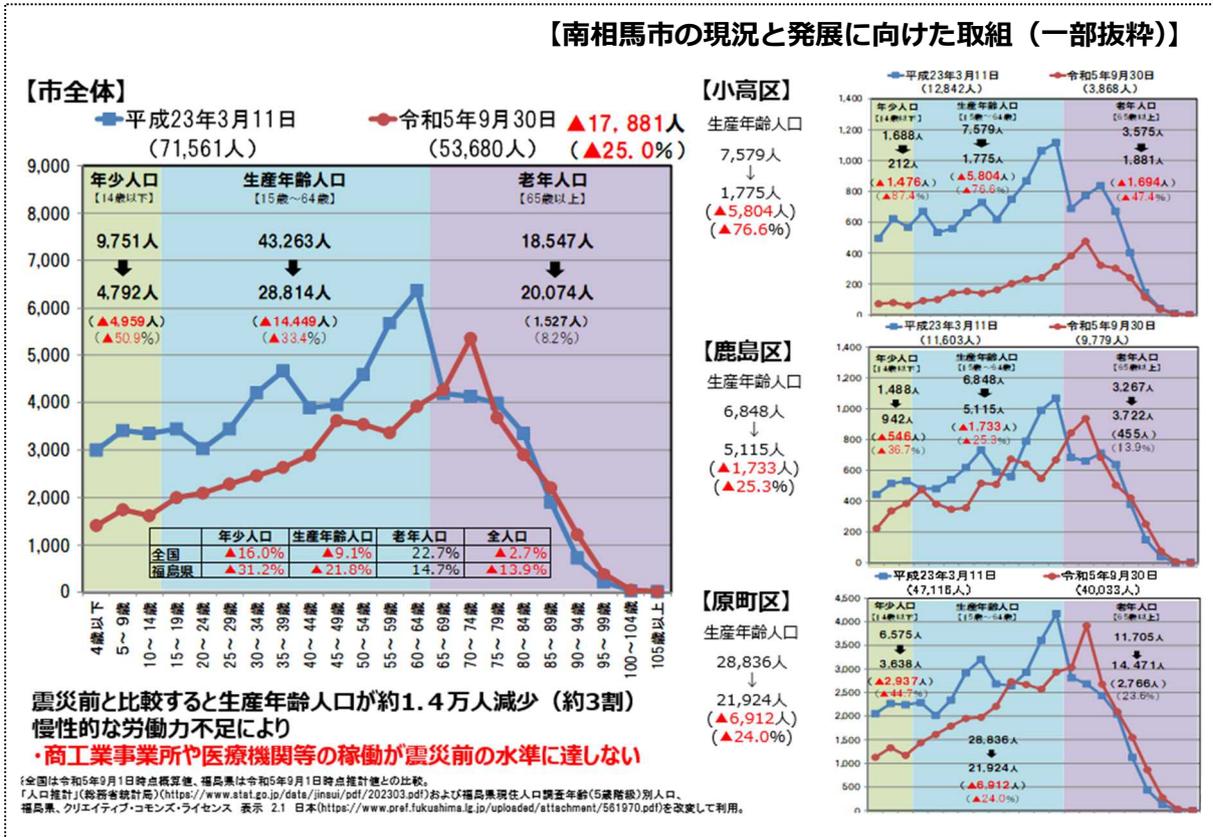
なお、「1 はじめに」にあるとおり、現在、本市においては、更なる行政経営の充実化に向けた取組を検討している段階であるため、令和 6 年度予算編成方針や事業立案、各区部の組織運営等に当たっては、次に掲げる「4 令和 6 年度行政経営の視点」等に留意し、取り組むものとします。

3 現状と課題

本市では、震災と原発事故から 13 年目を迎え、ハード面の復旧事業等は概ね完了し、令和 4 年度に実施した市民意識調査からも復興施策に対し、一定の評価を得ている一方で、復興が進むとともに、浪江町に立地が決定した福島国際研究教育機構（以下「F-REI」という。）の波及的効果を得るための取組や東京電力による

A L P S 処理水の海洋放出に伴う風評被害対策など、新たな課題が生じています。

また、本市の人口動態については、令和5年9月末時点の市内居住人口と震災前の住基人口を比較し、年少人口が4,959人減（▲50.9%）、生産年齢人口が14,449人減（▲33.4%）となるなど、いびつな人口構造となっており、今後、持続可能な行財政運営を行う上で、極めて厳しい状況が続いています。



このため、前期基本計画では、引き続き、帰還促進とともに、新たな雇用の創出、子育て支援施策の充実等による若い世代を中心とした移住定住や出生数の増加につながる取組を更に推進し、人口減少の抑制とバランスの良い人口構造への転換を目指しています。

また、新型コロナの感染法上の位置づけが5類に移行したことに伴い、社会経済活動の正常化が進むとともに、現在、急激な円安傾向によるインバウンド需要や、原油等の原材料の高騰などによる物価高騰が地方経済にも大きな影響を与えているなど、今後、ますます多様化・複雑化する新たな行政課題に対し、柔軟かつ機動的に対応していく必要があります。

4 令和6年度行政経営の視点

(1) 第三次総合計画の着実な推進

第三次総合計画を着実に推進するため、第三次総合計画に掲げる「今後8年間のまちづくりの基本姿勢（つなぐ・よりそう・いどむ）」を踏まえ、これらの考えの下、前期基本計画に掲げた具体施策の実現に向け、市民、事業者・まちづくり団体、行政それぞれが、課題解決に取り組むものとしします。

特に職員については、現下の困難をむしろ飛躍の機会と捉えるなど、前例に

捉われない柔軟な発想の下、工夫し、想像力を働かせて、解決策を構築するなど、何事にも「いどむ」ことで、「未来に向かい進み続けられるまち」を目指すものとします。

【基本構想（2）今後8年間のまちづくりの基本姿勢（一部抜粋）】

つなぐ

本市誕生から16年※、震災と原発事故から12年目※という本市の歩みを大切にし、今まで積み重ねてきた努力の成果をかたちとし、次の世代へしっかりと“つなぐ”ことで、持続可能なまちづくりを目指します。

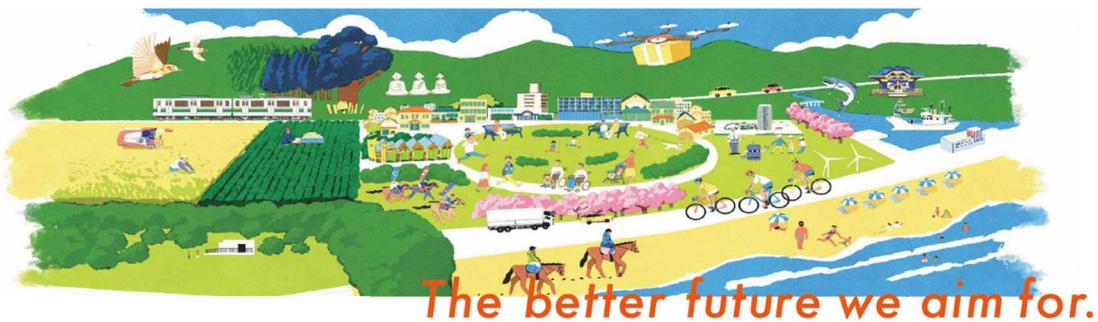
よりそう

本市の復旧・復興の軌跡の中で生じた、個人の様々な人生観・価値観・習慣などを理解、尊重しつつ、互いに思いやり、“よりそう”ことで、夢や希望を実現できる共生のまちづくりを目指します。

いどむ

前例に捉われない柔軟な発想を持つとともに、様々な困難を飛躍の機会と捉えるなど、何事にも果敢に“いどむ”ことで、未来に向かい進み続けられるまちづくりを目指します。

※基本構想の策定した時期が令和4年12月であるため、策定時点の表現としています。



具体的には、令和6年度に向けて、「今後の8年間のまちづくりの基本姿勢」について、次の視点（例示）に留意しながら、行政経営に取り組むものとします。

つなぐ

・震災と原発事故に加え、度重なる自然災害など、幾多の困難を乗り越え、今まで積み重ねてきた努力の成果をかたちとし、「次世代へしっかりとつなぐことで、持続可能なまちづくりによる」行政経営を目指します。

よりそう

・多様化、複雑化する市民ニーズに沿った行政サービスを提供するため、市民との対話や、目標と成果、課題等の見える化により、「市民に寄り添った」行政経営を目指します。
・行政経営を推進する上で、職員一人ひとりの持つ能力や強みが最大限発揮されることが重要となるため、「職員一人ひとりに寄り添った」行政経営を目指します。

いどむ

・前例踏襲ではなく、チャレンジ精神や創意工夫を発揮しながら、目標や使命の達成に向け、スピード感、グローバルな視点をもって、「果敢にいどむ」行政経営を目指します。
・最小の経費で最大の効果が得られるよう、高いコスト意識を持ち、無駄の排除、選択と集中を徹底し、「いどむ姿勢で、自ら限界を設けず、常に上を目指す」行政経営を目指します。

(2) 第三次総合計画を推進するための組織体制と人材育成の推進

第三次総合計画を着実に推進するため、第3次南相馬市定員適正化計画（令和4年2月策定）に基づき、事務事業を全庁的に点検する仕組みを構築し、必要なマンパワーを確保し、人員配置の最適化を図ります。

また、震災以降、増加している病気休暇や早期離職者を抑制するとともに、組織力の向上を図るため、組織課題の分析やその改善策の実施、職員個々の適性や意欲を把握するなど、「組織・人材マネジメント」を推進します。

(3) 持続可能な行財政運営の推進

震災と原発事故による急激な生産年齢人口の減少による市税収入の増加が見込めない一方で、高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増加が見込まれます。

また、復興の進展に伴う新たな課題や、多様化・複雑化する行政需要への対応など、行財政運営を取り巻く環境はより厳しくなることが予想されます。

このため、持続可能な行財政運営を推進すべく、なお一層の経費の抑制、徹底した事務事業の効率化（事業スクラップ（※3））を図る仕組みを構築するとともに、資産の有効活用などを進め、財政基盤の強化を図ります。

（※3）事業スクラップ：事業のスクラップに当たっては、①事業自体のスクラップの視点、②業務を行う上での効率化の視点（DX導入）、③財源捻出の視点を持って、具体的なテーマ（例-「東日本大震災復旧・復興基金充当事業」の整理など）を設定し、取り組んでいくものとします。

(4) 社会経済状況等の変化への対応

本市では、これまでの相次ぐ大規模な自然災害に加え、新型コロナウイルスの感染拡大、世界情勢の不安定化による食料品やエネルギー等の物価高騰など、市民生活を守るために必要な措置又は事業を最優先に取り組んできました。

このため、このような目まぐるしい社会経済状況等の変化に加え、本市が復興の途上にあるという特殊性を踏まえ、新たな行政需要を的確に把握し、市民生活をより豊かなものにするため、前期基本計画に定めのない事項についても、本方針に掲げる方向性に基づき、必要な取組を行うものとします。

特に、子どもや若者に対する施策については、更なる充実化に努めるとともに、移住者や若者が暮らしたくなるまちづくりを進めるため、「教育・文化」や「子育て」、「医療・福祉」、「商業」など、都市機能の強化を推進します。

(5) 全庁的な重点分野等に対する部局間の越境による連携推進

「(1) 第三次総合計画の着実な推進」や「(4) 社会経済状況等の変化への対応」等について、現在、行政需要の多様化・複雑化が進む中で、より効率的かつ効果的にこれらの課題等を解決していくとともに、その成果が市民に共有され、かつ分かりやすく伝えられるよう、常に部局の壁を越えた思考として、むしろ「越境の視点」を持って、様々な課題解決に向け、連携を推進します。

(6) 職員がいきいきと活躍できる市役所づくりの推進

来庁者をはじめ、職員間での「挨拶励行」や来庁者に対する「接遇の向上」により、一人ひとりの職員がいきいきと活躍でき、かつ明るく、活力のある「市役所づくり」を推進します。

5 重点分野

令和5年度に試行的に実施した行経システム（サマーレビュー）の結果を踏まえ、第三次総合計画における7つの政策の柱のうち、令和6年度に向けて、17の基本施策と54の施策を基に主要な課題等を整理し、解決に取り組みます。

また、今後、本市における災害復旧・復興事業等の進捗状況や社会経済状況の変化等により、新たに生じた課題等についても全庁的な視点の下、解決に取り組むものとしします。

■政策の柱1「教育・学び」

【1. 学校教育 ②教育水準の向上】

南相馬市復興総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）「全国学力調査（KPI）（※4）」の結果について、小学校、中学校ともに「B」となった。

このため、現在、策定中の「南相馬市教育振興基本計画」の中で、先進自治体（秋田県）を参考に、学校だけの取組だけではなく、家庭・地域・事業者（学習塾等）で何ができるのかを検討するなど、こどもたちの学力向上に向けた市全体としての取組が必要。

また、教育水準の向上を図るとともに、移住の促進や定着等のため、現在、情報収集を進めている「国際バカロレア（※5）」などの導入に向けた調査・研究、検討を進めていくことが必要。

（※4）KPI評価区分：A：目標を上回る（達成率100%を上回る）、B：目標通り（達成率80%～100%）、
C：目標を下回る（達成率50%～79%）、D：目標を大きく下回る（達成率50%未満）

（※5）国際バカロレア：国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が提供する国際的な教育プログラム。

国際バカロレア（IB：International Baccalaureate）は、1968年、チャレンジに満ちた総合的な教育プログラムとして、世界の複雑さを理解して、そのことに対処できる生徒を育成し、生徒に対し、未来へ責任ある行動をとるための態度とスキルを身に付けさせるとともに、国際的に通用する大学入学資格（国際バカロレア資格）を与え、大学進学へのルートを確保することを目的として設置されました。現在、文部科学省では、認定校に対する共通カリキュラムの作成や、世界共通の国際バカロレア試験、国際バカロレア資格の授与等を実施しています。

■政策の柱2「子育て」

【3. こども・子育て ⑧結婚・妊娠・出産への支援、⑨保育・幼児教育の充実と質の向上、⑩子育て環境の充実、⑪こどもの健やかな成育のための支援】

令和4年2月に策定した「みらいづくり1.8プロジェクト」に基づき、各種事業を積極的に実施してきた一方で、後期基本計画「出生数（KPI）の達成が「C」評価となっている。

また、本市が「子育て世代に選ばれるまち」を標ぼうする中、これまでは、保護者の経済的負担を軽減する支援策（各種無償化措置等）を中心に取り組んできた。

このため、これまでの支援策に加え、「こどもたちのために、何ができるのか」という新たな視点をもって、既存事業の目的と成果について、評価・検証を行いながら、新たな事業構築、または事業見直し検討が必要。

■政策の柱3「健康・医療・福祉」

【4. 健康・スポーツ ⑫疾病予防の推進、5. 地域医療 ⑯地域医療供給体制の維持・強化、6. 福祉 ⑰介護予防と高齢者福祉の向上】

後期基本計画「特定健診の受診率 (KPI)」や「メタボ該当者・予備群の割合 (KPI)」の評価の達成状況が「C」評価となっている。

このため、令和5年度に策定した「南相馬市保健計画」を踏まえ、新たにスポーツを通じた健康の維持・増進の視点をもって、既存事業の目的と成果について、評価・検証を行った上で、特定健診の受診率向上とともに、メタボ解消に向けた新たな事業構築、または事業見直し検討が必要。

また、不足する医療人材を確保するため、現在、策定中の「南相馬市立病院経営強化プラン」等を踏まえ、地域の基幹病院である総合病院が担う役割を整理した上で、地域全体として必要な「医療機能」と「医療供給体制」を確保していくことが必要。

さらに、超高齢社会を迎え、今後、認知症患者の増加も想定される中、認知症対策の取組を強化していくことが必要。

■政策の柱4「産業・しごとづくり・移住定住」

【7. 農林水産業 ⑳担い手の確保・育成と効果的な生産基盤の整備、8. 商工業 ㉑ロボット・ドローンを始めイノベ重点分野等の新産業の創出・育成】

不足する農業人材を確保するため、令和6年度から開始する「農業研修事業」について、受講生（15人以内）を確保するとともに、令和6年度以降も継続的に事業が実施できるよう、事業の目的と成果について、評価・検証を行いながら、地域農業の発展に貢献できる人材を育成していくことが必要。

また、ロボット・ドローンの研究開発・実証試験の充実を図るための実証フィールド拡大や航空宇宙産業の集積を見据えた調査・研究など、福島イノベーション・コースト構想関連産業等に係る取組を更に強化すること。また、「F-R E I」の効果を本市の「産業・しごとづくり」に生かすとの視点で施策の検討・展開が必要。

さらに、「国指定重要無形民俗文化財」である「相馬野馬追」の日程変更に向けた取組を円滑・着実に行うとともに、「相馬野馬追」の保存・伝承に加え、新たな活用に向けた取組を推進していくことが必要。

南相馬鹿島 SA の利活用については、セデッテかしまの集客力を地域経済に波及させるため、SA だけではなく、SA 周辺地域も含めた広く、全体の価値を高める取組を行っていくことが必要。

■政策の柱5「都市基盤・環境・防災」

【11. 都市基盤 ㉒雨水排水対策の推進、㉓住環境の整備、12. 生活環境 ㉔脱炭素社会を目指したエネルギーの利活用】

令和元年台風 19 号や令和 5 年台風 13 号など、近年の地球温暖化に伴う気候変動

の影響による主要河川の氾濫や市街地の冠水被害等を踏まえ、水害防止のための河川等の土砂除去等や排水対策を強化すること。また、水素などの新たなエネルギーの利活用など、官民協働による脱炭素社会の実現を図っていくことが必要。

また、空き家・空き地対策については、令和4年度に相談窓口「ミライエ」を開設し、空き家等の流通促進及び利活用を推進している。現在、空き家と比較し、空き地について、成約数が伸びていないことに加え、移住定住や防犯対策など様々な施策への影響を鑑み、「ミライエ」等の目的と成果について、評価・検証を行いながら、空き家・空き地の利活用等を推進していくことが必要。

■ 政策の柱6 「地域活動・行財政」

【16. 行財政 ④8効果的な行政運営、④9デジタル変革（DX）の推進】

震災以降、増加している早期離職者や病気休暇を取得する職員の抑制と組織力の向上を図るため、組織課題の把握・改善や若手職員の育成、職員の「やりがい」を高める人材マネジメントの取組が必要。

また、市政の基本方針や重要施策等の立案や施策展開に当たって、部局間の越境による連携を推進するとともに、行経システム（サマーレビュー）の本格運用を検討していくことが必要。

さらに、マイナンバーカードの普及・啓発による行政手続のオンライン化など、市民の視点に立った利便性の高い行政サービスの提供に加え、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決や魅力向上の視点が必要。

このため、令和4年度に実施した業務量調査結果を評価・検証した上で、改めて、庁内における「デジタル化の全体像」や、今後の「進め方」、「目指す方向」を具体的に共有するとともに、デジタルの力によって、地方創生の取組を加速化・深化させていくための検討が必要。

また、震災と原発事故後に用途廃止等となった公共施設や学校等の未利用財産の利活用を推進するため、資産の保有継続や売却処分の基準など、当該財産の利活用に係る考え方を整理するとともに、民間活力導入のための手法についても更に研究を進めていくことが必要。

■ 政策の柱7 「原子力災害復興」

【17. 原子力災害復興 ⑤2 旧避難指示区域の再生】

小高区を中心とする旧避難指示区域にあつては、いまだに復興の緒に就いたばかりであり、居住者の高齢化や生活環境の変化等に加え、帰還者数は減少傾向にある。

このため、引き続き、帰還促進とともに、「おだかぐらし」の取組強化により移住定住を推進するとともに、「小高フロンティアパーク」や「飯崎産業団地」の整備等による新規企業の誘致や雇用の場の確保に取り組むことが必要。

また、現在、検討中である小高駅を起点とした市街地の「用途地域の制限見直し」

や小高区文教ゾーンに位置する「旧小高商業高校跡地の利活用」など、新たな課題や引き続きの懸案事項に対し、全庁的な協力体制の下、小高区の復興・再生に向けた継続的な取組が必要。

さらに、令和6年度にあつては、令和7年度末をもって、「第2期復興・創生期間」が終了となることから、令和8年度以降の財源確保とともに、現在、当該期間内の完了を目指し、進行している各種事業の円滑な進捗管理等が必要。

以上